

総務・企画・公室常任委員会

◎ 開催日時 令和3年7月9日（金） 9時58分～12時01分

◎ 開催場所 第一委員会室

◎ 説明員 総務部長および関係職員

◎ 議事の概要

【総務部所管分】

1 付託案件

(1) 議第90号 令和3年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）のうち総務部所管部分について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第104号 令和3年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）のうち総務部所管部分について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第91号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(4) 議第92号 滋賀県税条例等の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(5) 議第93号 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(6) 議第94号 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(7) 請願第10号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との意見書の提出を求めることについて

[結果] 賛成なしで不採択とすべきものと決した。

(8) 請願第11号 精神障害者保健福祉手帳2級保持者に対する自動車税減免を求めることについて

委員からは、請願の趣旨は一定理解するものの、減税を判断する場合は代替財源もセットで考えるべきである、精神障害者保健福祉手帳2級保持者に対する自動車税減免を行った場合、年間1,700万円から1,800万円の減収となり、また他の障害者への減免に波及すれば2億円以上の減収となる、その代替財源をどうするのかも考えなければならないし、軽自動車税を扱う市町への影響も考慮しなければならない、本件については十分に検討、議論すべきであることから継続審査として慎重に審議すべきであるとの意見が出された。

[結果] 全員一致で継続審査すべきものと決した。

2 所管事項調査

(1) 報第3号 令和2年度滋賀県繰越明許費繰越計算書のうち総務部等所管部分について

(2) 健康経営・ダイバーシティ推進の取組について

委員からは、国から県に対してや県から市町に対する照会が多く、その事務処理が業務量を増やす要因の1つとなっていることから、真に必要なものだけに精査すべきである、RPAの活用をもっと増やせるのではないかと、ハラスメントだと思ふ行為を受けていると感じている職員の割合に対してハラスメント相談にまでつながっている件数が少ないので、しっかりと相談にまでつなげられるように検討されたい、などの意見が出された。

(3) 滋賀にふさわしい税制のあり方に係る滋賀県税制審議会からの答申を受けた対応方針について

(4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく方針（原案）について

(5) 令和2年度契約状況実態調査の結果について

3 一般所管事項調査

委員からは、(仮称)滋賀県が締結する契約に関する条例について、労働環境の整備に係る部分が弱いのではないかと、などの意見が出された。



委員会で配付された資料

- 1 令和3年度6月補正予算 主な事業概要（一般会計補正予算（第3号）関連）
- 2 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱
- 3 滋賀県税条例等の一部を改正する条例について
- 4 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱
- 6-1 健康経営・ダイバーシティ推進の取組について
- 6-2 不祥事の再発防止のための取組状況等について
- 7 滋賀にふさわしい税制のあり方に係る滋賀県税制審議会からの答申を受けた対応方針について
- 8 滋賀県過疎地域持続的発展方針（案）について
- 9 令和2年度契約状況実態調査の結果について